

令和5年足寄町予算審査特別委員会議事録（第3号）

令和5年3月17日（金曜日）

◎出席委員（11名）

1番	多治見 亮 一 君	2番	高 道 洋 子 君
3番	進 藤 晴 子 君	4番	榊 原 深 雪 君
5番	田 利 正 文 君	7番	高 橋 健 一 君
8番	川 上 修 一 君	9番	高 橋 秀 樹 君
10番	二 川 靖 君	11番	木 村 明 雄 君
12番	井 脇 昌 美 君		

◎欠席委員（0名）

◎法第121条の規定による説明のための出席者

足 寄 町 長	渡 辺 俊 一 君
足寄町教育委員会教育長	東海林 弘 哉 君
足寄町代表監査委員	川 村 浩 昭 君

◎足寄町長の委任を受けて説明のため出席した者

副 町 長	丸 山 晃 徳 君
総 務 課 長	松 野 孝 君
福 祉 課 長	保 多 紀 江 君
住 民 課 長	金 澤 真 澄 君
経 済 課 長	加 藤 勝 廣 君
建 設 課 長	増 田 徹 君
国民健康保険病院事務長	川 島 英 明 君
会 計 管 理 者	伊 藤 啓 二 君
消 防 課 長	大竹口 孝 幸 君

◎教育委員会教育長の委任を受けて説明のため出席した者

教 育 次 長	丸 山 一 人 君
---------	-----------

◎農業委員会会長の委任を受けて説明のため出席した者

農 業 委 員 会 事 務 局 長	山 田 弘 幸 君
-------------------	-----------

◎職務のため出席した議会事務局職員

事 務 局 長	横 田 晋 一 君
事 務 局 次 長	野 田 誠 君
総 務 担 当 主 査	中 鉢 武 志 君

◎議事日程

日程第 1	議案第 29 号	令和 5 年度足寄町一般会計予算
日程第 2	議案第 30 号	令和 5 年度足寄町国民健康保険事業特別会計予算
日程第 3	議案第 31 号	令和 5 年度足寄町簡易水道特別会計予算
日程第 4	議案第 32 号	令和 5 年度足寄町公共下水道事業特別会計予算
日程第 5	議案第 33 号	令和 5 年度足寄町介護保険特別会計予算
日程第 6	議案第 34 号	令和 5 年度足寄町介護サービス事業特別会計予算
日程第 7	議案第 35 号	令和 5 年度足寄町後期高齢者医療特別会計予算
日程第 8	議案第 36 号	令和 5 年度足寄町資源ごみ処理等事業特別会計予算
日程第 9	議案第 37 号	令和 5 年度足寄町上水道事業会計予算
日程第 10	議案第 38 号	令和 5 年度足寄町国民健康保険病院事業会計予算

午前10時04分 開議

◎ 開議宣告

○委員長（高道洋子君） 昨日に引き続き、予算審査特別委員会を再開いたします。

◎ 議案第29号

○委員長（高道洋子君） 議案第29号令和5年度足寄町一般会計予算の質疑を続けます。

令和5年度足寄町一般会計予算書158ページ、第7款商工費に入ります。

第1項商工費の1目商工振興費、質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（高道洋子君） 2目消費者対策費。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（高道洋子君） 3目観光費、質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（高道洋子君） 164ページ、第8款土木費に入ります。

第1項土木管理費の1目土木総務費。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（高道洋子君） 2目地籍調査費、質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（高道洋子君） 第2項道路橋梁費の1目道路維持費。

5番。

○5番（田利正文君） 169ページ、ちょっとお聞きしたいのですけれども、今回道路維持経費、総額で約3,700万円ぐらい減になっています。当初予算だからと言われればそれまでなのでしょうけれども、その中で町道舗装補修工事、これが約3,800万円ぐらい減になっているのですね。なぜそうなっているのかということのひとつお聞きしたいのと、あるいは当初予算だからやむを得ないという話なのかもしれ

れませんけれども、例年どおり町道の補修はやられるというふうに見えていいのでしょうか。

○委員長（高道洋子君） 答弁、建設課長。

○建設課長（増田 徹君） お答えをいたします。

町道舗装補修の総額が昨年よりも減ということで、予算につきましては骨格予算のため、早期に発注をしなければならない必要分について当初予算で乗せさせていただきました。そして、引き続き舗装補修については行いたいというふうに現在のところ考えてますので、6月の補正予算に新たに計上させていただきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○委員長（高道洋子君） 5番。

○5番（田利正文君） 身近なところからいえば、例えばの話です。旭町のところを見ても車道、歩道でもかなりひどいところあるのですね。そういうところも補修につくのかなという思いがありまして、今回の減額の話も含めてね、例年どおりでいけばそこは順番に行くのでしょうかけれども、そんな思いがありましてちょっと聞きました。

それから次ですけれども、道路草刈業務、それから植樹柵草刈業務とあります。これは委託ですけれども、この金額でやってくださいと。あとは受けたほうが少数精鋭でやるか、人をたくさん集めて一気にやるか、それはもうそこに任せると。だから、この金額の決め方には、例えば労働者の賃金は幾らにしないとかという、そういうような査定が入っているのかどうか、ちょっと知りたいのですけれども。

○委員長（高道洋子君） 建設課長、答弁。

○建設課長（増田 徹君） お答えをいたします。

道路草刈業務、それから植樹柵草刈業務

につきましては、基本単価、人件費を基に面積、それから箇所数等を含めて、あと年2回だと思ったのですけれども、年2回行うというような形の積算をしております。業者さんが自由に決めるとかという形ではなくて、年何回というような形で行うというような設計を基に入札に付しているところでございます。

以上でございます。

○委員長（高道洋子君） 5番。

○5番（田利正文君） 年2回やるということは分かります。それで、そこで働く労働者の賃金はもちろん920円を割るということはないのでしょうかけれども、それらをきちんと踏まえて過去の実績踏まえて、これならばこの金額で年2回やれるというふうに積算されているということではないのですか。

○委員長（高道洋子君） 建設課長、答弁。

○建設課長（増田 徹君） そのとおりでございます。

以上です。

○委員長（高道洋子君） 5番。

○5番（田利正文君） それで、草刈り業務のほうは22万円アップしているのですね、額が。そして植樹ますのほうは6万6,000円減になっているのです。これは面積が減ったとか、そういうのが関係あるのですか。

○委員長（高道洋子君） 建設課長、答弁。

○建設課長（増田 徹君） そのとおりでございます。道路草刈業務につきましては、面積ちょっと若干増えていますので金額の増と、そして植樹ますにつきましては、工事等で潰したところもありますので、その分で面積が減って若干減というような形になっております。

以上でございます。

○委員長（高道洋子君） 5番、よろしいですか。

ほかに、道路維持費ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（高道洋子君） 2目道路管理費。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（高道洋子君） 3目土木車両管理費。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（高道洋子君） 4目臨時地方道整備事業費。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（高道洋子君） 5目道路新設改良費。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（高道洋子君） 第3項河川費の1目河川総務費。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（高道洋子君） 2目河川維持費。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（高道洋子君） 176ページ、第4項都市計画費の1目都市計画総務費。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（高道洋子君） 2目下水道費。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（高道洋子君） 3目公園管理費。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（高道洋子君） 4目公園事業費。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（高道洋子君） 5目中心市街地活性化推進費。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（高道洋子君） 180ページ、第5項住宅費の1目住宅管理費。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（高道洋子君） 2目住宅建設費。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（高道洋子君） 184ページ、第9款消防費に入ります。

第1項1目消防費。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(高道洋子君) 2目水防費。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(高道洋子君) 3目災害対策費。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(高道洋子君) 190ページ、第10款教育費に入ります。

第1項教育総務費の1目教育委員会費。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(高道洋子君) 2目事務局費。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(高道洋子君) 3目生涯学習研究所費。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(高道洋子君) 4目スクールバス管理費。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(高道洋子君) 5目国際交流推進費。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(高道洋子君) 198ページ、第2項小学校費の1目学校管理費。

川上委員。

○8番(川上修一君) 199ページの用語に対する質問なのですけれども、小学校管理経費の(配当外)とあるのですけれども、以前どなたか聞いた記憶もあるのですけれども、はっきり覚えていないものですから、もう一度、この配当外とはどういう意味かお尋ねします。

○委員長(高道洋子君) 教育次長、答弁。

○教育次長(丸山一人君) お答えいたします。

199ページ、右欄に小学校管理経費(配当外)と、各小学校に対する予算があります。一般的には各小学校の予算については配当内予算というふうに私ども言っております、これは各学校の学校規模に応じて配当するという予算でございまして、

これは学校の裁量で目的に合っていれば自由に使える予算ということでございます。

科目的には需用費だとか、役務費、原材料費ということになりまして、需用費であれば例えば事務用品だとか教材費だとかといったようなもの。あと役務費に関しては切手代とかそういうものは学校のほうで自由に購入していいですよといったもので、それ以外については全て配当外予算ということで、教育委員会が全て支出負担行為として執行するといった予算となっております。

以上でございます。

○委員長(高道洋子君) 8番。

○8番(川上修一君) 確認の意味で、下に小学校、足寄小学校からずっと数字が書いてあるのが配当内で、学校が自由といったらあれですけども、学校のあれで使えるやつで、それ以外が配当外という解釈でよろしいですか。分かりました。

○委員長(高道洋子君) よろしいですか。

同じく学校管理費で、3番進藤委員。

○3番(進藤晴子君) お尋ねします。

需用費の中に機器等修繕料ですね、この45万2,000円、この内容を教えてください。

○委員長(高道洋子君) 答弁、教育次長。

○教育次長(丸山一人君) お答えいたします。

機器等修繕料45万2,000円を計上させていただきますいておりますが、内訳としましては学校の備品の修理代、あとコンピューター等の修理代ですね。あと草刈り機だとか、除雪機の修理代、あと教員住宅の修理代にも一部使っております。

以上でございます。

○委員長(高道洋子君) 3番。

○3番(進藤晴子君) 分かりました。

この中に、では学校に楽器、ピアノやあとブラスバンドがございまして。その楽器等

のメンテナンスに楽器屋さんが入っていらっしゃると思いますが、それは私この中に入っているのかなと思って見ていたのですが、違いますね。

○委員長（高道洋子君） 答弁、教育次長。

○教育次長（丸山一人君） お答えいたします。

楽器につきましては、教材備品という位置づけでありますので、学校教育経費のほうで支出しております。学校管理費につきましては、学校管理備品、何というのでしょうか、学校のストーブだとかそういったもので、教材等の備品につきましては2目の学校教育費の予算のほうで対応しているということでございます。

以上でございます。

○委員長（高道洋子君） 3番。

○3番（進藤晴子君） 分かりました。

教材のほう、そちらのほうで違うところで落としているということですね。分かりました。ありがとうございます。

○委員長（高道洋子君） 同じく学校管理費、いませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（高道洋子君） 202ページ、2目学校教育費。

10番。

○10番（二川 靖君） 203ページで今質問したいと思うのですが、実は関連性があるので、中学校の学校教育費とまたがってよろしいでしょうか。よろしいですか。

○委員長（高道洋子君） はい。

○10番（二川 靖君） それで、扶助費の中で要保護、準要保護の児童就学援助費ということで、説明書でいえば77ページと、小学校は77ページで中学校が82ページですね。それでちょっとお聞きしたいのは、対象児童と生徒の中で、実は昨年に比べて小学校では約50万円近く増えていると。それと中学校ではこれも約50万

円程度増えているということでもあります。

支給品目等々いろいろ書いてあるのですが、子供が増えていると、入学児童等が増えているということでは、その年その年では違うのかなというふうに思っておりますけれども、教育の格差というものがこの足寄町内で広がっているのかいないのか、ちょっとお聞きしたいなというふうに思っています。

○委員長（高道洋子君） 答弁、教育次長。

○教育次長（丸山一人君） お答えいたします。

教育振興費の予算ということで、人数につきましては、年度によって卒業する児童生徒、そして新たに新入学してくる児童生徒、おおよその予測を立てて人数については計上しているということでございます。

今回のちょっと若干予算が増えた部分につきましては、予算説明資料にも記載しておりますが、新たにオンライン学習通信費等ということを追加で支給することといたしました。家庭でICT環境ということで、タブレットの持ち帰り等もございまして、家庭においてそういった通信に充てていただくということで新たに追加した部分が増えているのかなというふうに思っております。

以上でございます。

○委員長（高道洋子君） 10番。

○10番（二川 靖君） 分かりました。

それで、その年度年度で人数は変わってくるのかなというふうには思っているのですが、念のためにこの支給基準というのは今回に定める基準に準じるということで書かれているということで、ちょっとそこら辺についても教えていただきたいと思っております。

○委員長（高道洋子君） 教育次長、答弁。

○教育次長（丸山一人君） お答えいたします。

扶助費のところにも記載しておりますが、要保護、準要保護児童就学援助費というこの名称になっております。要保護については生活保護世帯ということになりますので、準要保護についてはその生活保護世帯を基準に各自治体で定めるということになっております。

国の定める基準、生活保護基準の足寄町については1.3倍以下の所得の方が該当するという設定をしております。

以上でございます。

○委員長（高道洋子君） 10番。

○10番（二川 靖君） 生活保護世帯の基準で1.3倍以下ということで、今御説明がありました。それで、今回は小学生の児童が64名で中学生が49名ということで、大体小中学生の世帯というか、かなりダブっているのか、それともダブっていないのかというのを、ちょっとそこら辺教えていただきたいなと思います。

○委員長（高道洋子君） 教育次長。

○教育次長（丸山一人君） これは小学生、中学生でダブるということでしょうか。基本的には世帯の中で収入の中で判定しますので、その世帯の中に中学生、小学生がいれば両方とも該当するということになるのですが、このような答弁でよろしいでしょうか。

以上でございます。

○委員長（高道洋子君） 10番。

○10番（二川 靖君） そうですね。多分小学校の中でも何人か兄弟がいらっしゃる、中学校もダブっていらっしゃるという方もいらっしゃるのかなというふうに思っていますけれども、ちょっとここでどこに聞けばいいのかなと思っているのですけれども、足寄町の生活保護の世帯というのは何件ぐらいあるのでしょうかね。ちょっと分かればいいです、分かれば。

○委員長（高道洋子君） 福祉課長、答弁。

○福祉課長（保多紀江君） 足寄町の生活

保護の受給世帯なのですけれども、令和5年1月分で十勝総合振興局の資料によりますと、足寄町で70世帯というふうに報告を頂いております。

○委員長（高道洋子君） 10番。

○10番（二川 靖君） 今福祉課長のほうから令和5年1月で70世帯ということと言われておりましたけれども、ではこの子供を育てる世帯でいえば半数弱ぐらいいるのかなと、ちょっと分かりませんよ、これは分かりませんが、かなりの割合占めているのかなというふうに感じるところです。やっぱり先ほども言ったように、教育費ですから、子供たちが皆さん平等に教育を受けるという観点から考えると、この生活保護世帯の基準1.3倍以下というのが、本当に子供たちが学べる環境が本当にこの扶助費だけで賄えられるのかということもちょっと考えていかなければいけないのかなというふうに思っていますけれども、足寄については、小中高いろいろ子供子育てについてはいろいろ支援をしているということでもありますけれども、ではこのことを考えると、それはそれでやっているのでしょうかけれども、ちょっとこの要保護、準要保護のところで考えればちょっとまた差ができてしまうのかなということで考えていますので、そこら辺ちょっと教育委員会としてはどのように考えているかお聞かせ願いたいなと思います。

○委員長（高道洋子君） 答弁、教育次長。

○教育次長（丸山一人君） お答えいたします。

議員おっしゃるとおり、各様な子育て支援策はやっておりますが、この準要保護の制度で全て賄えるというものでは当然ないと思いますが、教育委員会としましてもそれ以外の例えば学校管理費、学校教育費の予算の中でなるべく保護者の負担がないようなということもちょっと考えながら予算執行しているという状況でもございます

ので、なるべくそういったことが起きないような配慮をしながら予算執行していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○委員長（高道洋子君） 10番。

○10番（二川 靖君） それぞれ家庭の事情等々がいろいろあるのだろうというふうに思ってますけれども、やっぱり教育の格差というのは起きてはならないという観点から、多分教育長、あれですけれども、これ個人情報保護法にも関連してくると思いますけれども、学校を通じてそういったことを把握しながら、そういった格差が出ないように今後対応していただきたいということを申し上げたいというふうに思っています。

以上です。

○委員長（高道洋子君） 答弁、いいですか。教育長に。

教育長、答弁。

○教育委員会教育長（東海林弘哉君） ただいま二川議員が言われたこと、本当にもっともなことだというふうに考えております。金銭的な補助ということもあるのですが、実は学校の中には精神的な配慮だとか、そういうことも非常に重要になってきます。やっぱり教師の心ない一言が物すごくそういう格差を浮き彫りにさせてしまうということもあります。そういうところについても十分今足寄町の町内の学校では配慮しながら、教育活動を進めているところです。

補助金に関しましては、足寄町は非常に手厚く今やられている、給食費もそうですし、他町村に行くと本当に給食費が払えなくて苦しんでいる御家庭もたくさんあります。そういうところも含めて、補助率もバランスよく足寄町としてはやっていきたいというふうに教育委員会として考えているところです。

以上です。

○委員長（高道洋子君） よろしいです

か。

ほかに、学校教育費ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（高道洋子君） 3目学校建設費。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（高道洋子君） 204ページ、第3項中学校費の1目学校管理費。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（高道洋子君） 2目学校教育費。ありますか。いいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（高道洋子君） 210ページ行きます……。

2目学校教育費。

3番。

○3番（進藤晴子君） すみません、今の二川議員のことにちょっと関連して質問させていただきます。

中学校の教育振興費207ページと説明は82ページです。

支援支給品目等の中に一番入学のときにお金がかかるのが学生服ですね、制服。それとあとジャージ等それぞれ中学校で指定されたものを購入しますが、これは入らないのですね。一応「等」と書いてありますので、もしかしたら入るかもしれないと思って聞いております。

○委員長（高道洋子君） 教育次長、答弁。

○教育次長（丸山一人君） お答えいたします。

新入学の学用品費ということの中でどういったものになっているかということかと思いますが、これは例えば制服だとかジャージだとか靴だとかいろいろなものが新入学時かかってくると思います。これを含めて支給するような予算設定になっておりまして、例えば新入学の学用品費につきましては、中学生については6万3,000円ということで、では制服幾らジャージ幾らとかということではなくて、総額で6万

3,000円という形で支給しているということでございます。

以上でございます。

○委員長（高道洋子君） 3番。

○3番（進藤晴子君） 6万3,000円、新入学学用品の中で頂けるということですね。大体ぎりぎりぐらいですかね、のお金かと思えます。分かりました。

ここで申し上げるのはちょっとあれかもしれませんが、制服については私いつも前々から町民のお話もあるのですけれども、足寄町の中学校が制服を一体365日、1年間に何日着るのかということをお母の方が結構疑問に思っている方もたくさんいらっしゃって、常に着ているのであればもちろんそれはそれでいいのですが、さほど着もしなくて、傷まなくて、前の方から譲り受ける方もいらっしゃいます。その中で、多様性を重んじる、もう最近そうやってきている中で、制服というのがどうなのかというのは私自身もちょっと疑問に思っているところがございます。その点について教育長、お伺いします。

○委員長（高道洋子君） 答弁、教育長。

○教育委員会教育長（東海林弘哉君） 制服については、本当にいろいろな考え方があるというふうに私も認識しております。現状、足寄の中学校ではきちんと制服を購入していただいて、それを行事ですとかテスト、それから旅行的行事ですとか、そんなときにも活用しているのですが、実際に十勝の学校というのはほかの地区から比べると制服の着用率が低いということもあります。そのあたりも踏まえて、あるものをきちんと着用するというふうな流れで、今そういう制服を着るという機会は増えてきてはいます。

では、実際にその制服をなくしたときにどうなるかということもいろいろシミュレーションをして考えているのですが、まず先ほどから出ている家庭の格差というも

のがその服装にまず表れてきてしまうおそれがあるのではないかなというふうには考えています。かなりそのところはシビアに出てくる。そしてそれが中学生になると、いじめだとかそういう問題に発展する可能性もあるので、慎重に考えていかなければいけないというふうに教育委員会としては押さえています。

以上のことから、今すぐに制服をなくすとか、そういうふうな考えは今のところ持っていません。

以上です。

○委員長（高道洋子君） 3番。

○3番（進藤晴子君） 教育長のおっしゃるとおりだと思います。ただ、今ジェンダーの問題であるとか様々な、昔は考えられないようなことがだんだんそれが普通になってきております。その中で、これから先やはり私たちも考えていかなければいけない一つのことなのかなと思いますので、今後ともよろしくお願ひいたします。

○委員長（高道洋子君） よろしいですか。

ほかに、学校教育費。いいでしょうか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（高道洋子君） 210ページ、第4項社会教育費の1目生涯学習費。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（高道洋子君） 2目文化財費。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（高道洋子君） 3目文化・スポーツ振興基金費。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（高道洋子君） 4目博物館運営費。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（高道洋子君） 5目生涯学習館費。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（高道洋子君） 6目社会教育事業費。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（高道洋子君） 7目図書館費、
質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（高道洋子君） 218ページ、
第5項保健体育費の1目保健体育総務費。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（高道洋子君） 2目総合体育館
運営費。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（高道洋子君） 3目温水プール
運営費。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（高道洋子君） 4目学校保健
費。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（高道洋子君） 5目学校給食
費。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（高道洋子君） 6目給食車管理
費。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（高道洋子君） 232ページ、
第11款災害復旧費に入ります。

第1項公共土木施設災害復旧費の1目河
川災害復旧費、質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（高道洋子君） 234ページ、
第12款公債費に入ります。

第1項公債費の1目元金。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（高道洋子君） 2目利子。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（高道洋子君） 第13款職員費
に入ります。

第1項1目職員給与費。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（高道洋子君） 236ページ、
第14款予備費、質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（高道洋子君） 歳出総括ありま
せんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（高道洋子君） 10ページにお
戻りください。

歳入に入ります。

項で進めます。

第1款町税の第1項町民税、質疑はあり
ませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（高道洋子君） 第2項固定資産
税。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（高道洋子君） 第3項軽自動車
税。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（高道洋子君） 第4項町たばこ
税。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（高道洋子君） 第5項入湯税。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（高道洋子君） 第2款地方譲与
税の第1項自動車重量譲与税。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（高道洋子君） 第2項地方揮発
油譲与税。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（高道洋子君） 第3項森林環境
譲与税。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（高道洋子君） 第3款、第1項
利子割交付金。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（高道洋子君） 第4款、第1項
配当割交付金。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（高道洋子君） 14ページ、第
5款、第1項株式等譲渡所得割交付金。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（高道洋子君） 第6款、第1項
法人事業税交付金。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（高道洋子君） 第7款、第1項
地方消費税交付金。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（高道洋子君） 第8款、第1項環境性能割交付金。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（高道洋子君） 第9款、第1項国有提供施設等所在市町村助成交付金。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（高道洋子君） 第10款、第1項地方特例交付金。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（高道洋子君） 第11款、第1項地方交付税、質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（高道洋子君） 第12款、第1項交通安全対策特別交付金。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（高道洋子君） 第13款分担金及び負担金の第1項負担金。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（高道洋子君） 18ページ、第14款使用料及び手数料の第1項使用料。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（高道洋子君） 第2項手数料。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（高道洋子君） 22ページ、第15款国庫支出金の第1項国庫負担金。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（高道洋子君） 第2項国庫補助金。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（高道洋子君） 第3項国庫委託金。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（高道洋子君） 26ページ、第16款道支出金の第1項道負担金。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（高道洋子君） 第2項道補助金。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（高道洋子君） 第3項道委託金。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（高道洋子君） 30ページ、第

17款財産収入の第1項財産運用収入。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（高道洋子君） 第2項財産売払収入。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（高道洋子君） 第18款、第1項寄附金。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（高道洋子君） 第19款繰入金の第1項基金繰入金。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（高道洋子君） 第2項特別会計繰入金。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（高道洋子君） 第20款、第1項繰越金。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（高道洋子君） 第21款諸収入の第1項延滞金、加算金及び過料。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（高道洋子君） 第2項預金利子。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（高道洋子君） 第3項貸付金元利収入。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（高道洋子君） 第4項受託事業収入。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（高道洋子君） 第5項雑入。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（高道洋子君） 42ページ、第22款、第1項町債、質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（高道洋子君） 歳入総括ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（高道洋子君） 6ページにお戻りください。

第2表債務負担行為1件、質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(高道洋子君) 第3表地方債4件、質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(高道洋子君) 1ページにお戻りください。

第4条一時借入金、質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(高道洋子君) 第5条歳出予算の流用。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(高道洋子君) 全体に対する総括ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(高道洋子君) これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(高道洋子君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第29号令和5年度足寄町一般会計予算の件を採決します。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○委員長(高道洋子君) 全員の起立です。

したがって、議案第29号令和5年度足寄町一般会計予算の件は、原案のとおり可決されました。

ちょっと早いのですけれども休憩をしたいと思います。11時まで、暫時休憩します。

午前10時45分 休憩

午前11時00分 再開

○委員長(高道洋子君) 休憩を閉じ、委員会を再開いたします。

◎ 議案第30号から議案第38号まで

○委員長(高道洋子君) これから、議案第30号令和5年度足寄町国民健康保険事業特別会計予算の件を議題といたします。

提出議案につきましては、既に説明を受けておりますので、これから質疑に入ります。

16ページをお開きください。

歳出から進めます。

目で進めます。

第1款総務費、第1項1目一般管理費、質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(高道洋子君) 2目連合会負担金。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(高道洋子君) 第2項1目賦課徴収費。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(高道洋子君) 2目納税奨励費。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(高道洋子君) 第3項1目運営協議会費。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(高道洋子君) 20ページ、第2款保険給付費、第1項1目療養諸費。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(高道洋子君) 2目高額療養費。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(高道洋子君) 3目移送費。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(高道洋子君) 4目出産育児諸費。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(高道洋子君) 5目葬祭諸費。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(高道洋子君) 第2項1目傷病手当金。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(高道洋子君) 第3款国民健康保険事業費納付金、第1項1目医療給付費

分。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(高道洋子君) 2目後期高齢者支援金等分。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(高道洋子君) 3目介護納付金分。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(高道洋子君) 第4款共同事業拠出金、第1項1目共同事業拠出金。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(高道洋子君) 第5款保健事業費、第1項1目保健衛生普及費。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(高道洋子君) 2目国保ヘルスアップ事業費。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(高道洋子君) 第2項1目特定健康診査等事業費、質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(高道洋子君) 第6款諸支出金、第1項償還金及び還付加算金、1目一般被保険者保険税還付金。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(高道洋子君) 2目退職被保険者等保険税還付金。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(高道洋子君) 3目一般被保険者保険税還付加算金。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(高道洋子君) 4目退職被保険者等保険税還付加算金。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(高道洋子君) 5目保険給付費等交付金償還金。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(高道洋子君) 6目その他償還金。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(高道洋子君) 第2項1目直営診療施設勘定拠出金。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(高道洋子君) 第7款予備費、第1項1目予備費、質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(高道洋子君) 歳出総括ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(高道洋子君) 8ページにお戻りください。

歳入に入ります。

項で進めます。

第1款、第1項国民健康保険税、質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(高道洋子君) 第2款、第1項道補助金。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(高道洋子君) 第3款、第1項他会計繰入金。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(高道洋子君) 第2項基金繰入金。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(高道洋子君) 第4款、第1項繰越金。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(高道洋子君) 第5款、第1項延滞金、加算金及び過料。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(高道洋子君) 第2項預金利子。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(高道洋子君) 第3項受託事業収入。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(高道洋子君) 第4項雑入、質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(高道洋子君) 14ページ、第6款国庫支出金、第1項国庫補助金。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(高道洋子君) 歳入総括ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(高道洋子君) 全体に対する総括ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(高道洋子君) これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(高道洋子君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第30号令和5年度足寄町国民健康保険事業特別会計予算の件を採決します。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○委員長(高道洋子君) 全員の起立です。

したがって、議案第30号令和5年度足寄町国民健康保険事業特別会計予算の件は、原案のとおり可決されました。

35ページをお開きください。

これから、議案第31号令和5年度足寄町簡易水道特別会計予算の件を議題といたします。

提出議案につきましては、既に説明を受けておりますので、これから質疑に入ります。

44ページをお開きください。

歳出から進めます。

目で進めます。

第1款総務費、第1項1目一般管理費。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(高道洋子君) 第2款施設費、第1項1目営繕費。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(高道洋子君) 第3款水道工事費、第1項1目水道工事費。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(高道洋子君) 第4款公債費、

第1項1目元金。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(高道洋子君) 2目利子。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(高道洋子君) 第5款予備費、第1項1目予備費。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(高道洋子君) 歳出総括ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(高道洋子君) 42ページにお戻りください。

歳入に入ります。

項で進めます。

第1款、第1項事業収入、質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(高道洋子君) 第2款、第1項他会計繰入金。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(高道洋子君) 第3款、第1項繰越金。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(高道洋子君) 第4款、第1項雑入。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(高道洋子君) 第5款、第1項町債。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(高道洋子君) 歳入総括ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(高道洋子君) 38ページにお戻りください。

第2表地方債1件、質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(高道洋子君) 全体に対する総括ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(高道洋子君) これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。
討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(高道洋子君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第31号令和5年度足寄町簡易水道特別会計予算の件を採決します。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○委員長(高道洋子君) 全員の起立です。

したがって、議案第31号令和5年度足寄町簡易水道特別会計予算の件は、原案のとおり可決されました。

59ページをお開きください。

これから、議案第32号令和5年度足寄町公共下水道事業特別会計予算の件を議題といたします。

提出議案につきましては、既に説明を受けておりますので、これから質疑に入ります。

70ページをお開きください。

歳出から進めます。

目で進めます。

第1款総務費、第1項1目一般管理費、質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(高道洋子君) 2目普及促進費。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(高道洋子君) 第2項1目処理場管理費。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(高道洋子君) 2目管渠管理費。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(高道洋子君) 第2款事業費の第1項1目事業費。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(高道洋子君) 78ページ、第3款公債費の第1項1目元金。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(高道洋子君) 2目利子。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(高道洋子君) 第4款予備費、第1項1目予備費、質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(高道洋子君) 歳出総括ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(高道洋子君) 66ページにお戻りください。

歳入に入ります。

項で進めます。

第1款、第1項負担金、質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(高道洋子君) 第2項分担金。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(高道洋子君) 第2款、第1項使用料。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(高道洋子君) 第3款、第1項国庫補助金。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(高道洋子君) 第4款、第1項他会計繰入金。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(高道洋子君) 第5款、第1項繰越金。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(高道洋子君) 第6款、第1項延滞金、加算金及び過料。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(高道洋子君) 第2項雑入。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(高道洋子君) 第7款、第1項町債、質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(高道洋子君) 歳入総括ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(高道洋子君) 62ページにお戻りください。

第2表債務負担行為2件、質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(高道洋子君) 第3表地方債2件、質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(高道洋子君) 全体に対する総括ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(高道洋子君) これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(高道洋子君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第32号令和5年度足寄町公共下水道事業特別会計予算の件を採決します。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○委員長(高道洋子君) 全員の起立です。

したがって、議案第32号令和5年度足寄町公共下水道事業特別会計予算の件は、原案のとおり可決されました。

91ページをお開きください。

これから、議案第33号令和5年度足寄町介護保険特別会計予算の件を議題といたします。

提出議案につきましては、既に説明を受けておりますので、これから質疑に入ります。

104ページをお開きください。

歳出から進めます。

目で進めます。

第1款総務費、第1項1目一般管理費。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(高道洋子君) 第2項1目賦課徴収費。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(高道洋子君) 第3項1目介護認定審査会費。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(高道洋子君) 2目認定調査等費。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(高道洋子君) 第2款保険給付費、第1項1目介護サービス給付費。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(高道洋子君) 2目審査支払手数料。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(高道洋子君) 3目高額介護サービス費。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(高道洋子君) 4目高額医療合算介護サービス費。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(高道洋子君) 5目特定入所者介護サービス費。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(高道洋子君) 第3款地域支援事業費、第1項1目介護予防・生活支援サービス事業費、質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(高道洋子君) 2目介護予防ケアマネジメント事業費。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(高道洋子君) 第2項1目一般介護予防事業費。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(高道洋子君) 第3項1目総合相談事業費。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(高道洋子君) 2目権利擁護事業費。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(高道洋子君) 3目任意事業

費。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(高道洋子君) 4目在宅医療・介護連携推進事業費。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(高道洋子君) 5目認知症総合支援事業費、質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(高道洋子君) 6目地域ケア会議費。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(高道洋子君) 7目生活支援体制整備事業費。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(高道洋子君) 第4項その他諸費、1目審査支払手数料。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(高道洋子君) 第4款諸支出金、第1項償還金及び還付加算金、1目第1号被保険者保険料還付金。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(高道洋子君) 第5款予備費、第1項1目予備費。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(高道洋子君) 歳出総括ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(高道洋子君) 98ページにお戻りください。

歳入に入ります。

項で進めます。

第1款、第1項介護保険料、質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(高道洋子君) 第2款、第1項負担金。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(高道洋子君) 第3款、第1項国庫負担金。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(高道洋子君) 第2項国庫補助金。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(高道洋子君) 第4款、第1項支払基金交付金。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(高道洋子君) 第5款、第1項道負担金。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(高道洋子君) 第2項道補助金。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(高道洋子君) 第6款、第1項他会計繰入金。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(高道洋子君) 第7款、第1項繰越金。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(高道洋子君) 第8款、第1項延滞金、加算金及び過料。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(高道洋子君) 第2項雑入。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(高道洋子君) 第3項預金利子、質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(高道洋子君) 歳入総括ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(高道洋子君) 全体に対する総括ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(高道洋子君) これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(高道洋子君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第33号令和5年度足寄町介護保険特別会計予算の件を採決します。

本件は、原案のとおり決定することに賛

成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○委員長(高道洋子君) 全員起立です。

したがって、議案第33号令和5年度足寄町介護保険特別会計予算の件は、原案のとおり可決されました。

127ページをお開きください。

これから、議案第34号令和5年度足寄町介護サービス事業特別会計予算の件を議題とします。

提出議案につきましては、既に説明を受けておりますので、これから質疑に入ります。

140ページをお開きください。

歳出から進めます。

目で進めます。

第1款総務費、第1項1目一般管理費、質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(高道洋子君) 第2款介護サービス事業費、第1項1目特別養護老人ホーム運営費、質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(高道洋子君) 第3項第1目介護サービス施設建設費。

10番。

○10番(二川 靖君) 予算書の146ページで、説明書の93ページなのですが、この建設に当たって土地を購入をするというのは前段に私たち議員は聞いておまして、それは承知しているところがありますけれども、この建設に伴うものについて、まだ広く町民に知れわたってはいないということで、この場でちょっと話をさせていただきたいなというふうに思っております。

この間、いろいろお話があって、この北4条1丁目17番地の1外3筆の土地を購入するというので、町としては説明をされたということでありましたけれども、この候補地の選定に至った理由についてちょっと、再度お伺いしたいなというふう

に思います。

○委員長(高道洋子君) 答弁、福祉課長。

○福祉課長(保多紀江君) このたび予算を上げさせていただいております公有財産購入の土地の購入の関係なのですが、特養の改築を行うということに対しては以前から庁舎内部で検討を進めてまいりして、初めは令和2年度ぐらいから検討してまいりました。その後、令和3年6月から複数回にわたって移転場所について具体的な検討をしてきておまして、町有地も含めまして6か所の候補地を出しておりました。最終的には土地の面積ですとか、土地の形状、それと環境ですね、例えば今回予定しております土地については北区ということで、子どもセンターから徒歩で児童が訪問できて、お散歩の途中とかで訪問してもらって世代を超えた交流ができるというようなこともありまして、現在の土地を選定させていただいたところです。

近くに遊興施設とか工場とかもあるということもありまして、騒音とかそういうことの心配もありましたので、音とあと夜間の照度とかについては調査をしたところ、ほかに同じような広さを持ったような土地もありましたので、そちらと比較検討もしまして、特にそういうような課題もないということから、この土地を選定するというに至っております。

以上でございます。

○委員長(高道洋子君) 10番。

○10番(二川 靖君) そのことについても前段に説明を受けておまして、認定こども園の近くで年齢を問わない交流ということでもおっしゃっておられますし、防犯上の問題だとか騒音の問題等もそのほかの選定地と比較をしながら、ここに選定されたということでありまして、それはそれで町としても相当検討しながら、やっと候補地を選定しながら今回の予算で土地を購入するという事になったのかなというふ

うに思っております。

それで、この間様々な現ところが建っているところでは、災害に遭ったら大変だとかいろいろ問題がこの間数年間であったということで、いわゆるこの土地を購入した以降の建設までのスケジュール感についてもこの場でちょっとお伺いしたいなというふうに思っております。

○委員長（高道洋子君） 福祉課長、答弁。

○福祉課長（保多紀江君） 今回の特養建築のスケジュールなのですけれども、このたび土地の議決を頂きましたら土地の購入を進めてまいりまして、また基本計画は12月に報告をさせていただきました。その後基本設計についての予算の議決も頂いております。今基本設計の委託を行っているところでございます。

この後、基本設計を8月、9月ぐらいまでに終わらせた後、実施設計を行いまして、令和6年度に建設に着工をしまして、令和7年度に供用開始ができればということで、現在のところスケジュールとして考えております。

○委員長（高道洋子君） 10番。

○10番（二川 靖君） 今実施設計をするということで令和6年度に建設に着工していったって、令和7年度供用の開始ということでありまして、なかなか建築単価等々も上がっている中で大変苦勞をしながら、この令和7年度の供用開始に向けて進んでいくのかなというふうに思っておりますし、特養についてはそういったことで建設をするということで町民の皆さんも多分ありがたいというふうに考えているというふうに思っておりますので、ぜひこの土地購入を機に令和7年度供用開始に向けて町としても頑張っていたきたいということを申し上げて、発言に代えたいというふうに思っています。

以上です。

○委員長（高道洋子君） 答弁はいいです

か。

ほかに、介護サービス施設建設費、ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（高道洋子君） 第3款、第1項1目予備費。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（高道洋子君） 歳出総括ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（高道洋子君） 134ページにお戻りください。

歳入に入ります。

項で進めます。

第1款、第1項介護サービス給付費収入、質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（高道洋子君） 第2項介護サービス利用者負担金収入。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（高道洋子君） 第3項他会計負担金。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（高道洋子君） 第2款、第1項財産運用収入。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（高道洋子君） 第3款、第1項他会計繰入金。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（高道洋子君） 第4款、第1項雑入、質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（高道洋子君） 138ページ、第9款、第1項町債。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（高道洋子君） 歳入総括ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（高道洋子君） 130ページにお戻りください。

第2表地方債1件、質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(高道洋子君) 全体に対する総括ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(高道洋子君) これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(高道洋子君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第34号令和5年度足寄町介護サービス事業特別会計予算の件を採決します。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○委員長(高道洋子君) 全員起立です。

したがって、議案第34号令和5年度足寄町介護サービス事業特別会計予算の件は、原案のとおり可決されました。

161ページをお開きください。

これから、議案第35号令和5年度足寄町後期高齢者医療特別会計予算の件を議題とします。

提出議案につきましては、既に説明を受けておりますので、これから質疑に入ります。

172ページをお開きください。

歳出から進めます。

目で進めます。

第1款総務費、第1項1目一般管理費。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(高道洋子君) 第2項1目賦課徴収費。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(高道洋子君) 第2款後期高齢者医療広域連合納付金、第1項1目後期高齢者医療広域連合納付金、質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(高道洋子君) 第3款諸支出金、第1項1目保険料還付金。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(高道洋子君) 2目償還金。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(高道洋子君) 第4款、第1項1目予備費。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(高道洋子君) 歳出総括ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(高道洋子君) 168ページにお戻りください。

歳入に入ります。

項で進めます。

第1款、第1項後期高齢者医療保険料。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(高道洋子君) 第2款、第1項一般会計繰入金。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(高道洋子君) 第3款、第1項繰越金。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(高道洋子君) 第4款、第1項延滞金、加算金及び過料。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(高道洋子君) 第2項償還金及び還付加算金。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(高道洋子君) 第3項預金利子。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(高道洋子君) 第4項受託事業収入。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(高道洋子君) 第5項雑入、質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(高道洋子君) 歳入総括ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(高道洋子君) 全体に対する総

括ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(高道洋子君) これ以て質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(高道洋子君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第35号令和5年度足寄町後期高齢者医療特別会計予算の件を採決します。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○委員長(高道洋子君) 全員の起立です。

したがって、議案第35号令和5年度足寄町後期高齢者医療特別会計予算の件は、原案のとおり可決されました。

177ページをお開きください。

これから、議案第36号令和5年度足寄町資源ごみ処理等事業特別会計予算の件を議題といたします。

提出議案につきましては、既に説明を受けておりますので、これから質疑に入ります。

188ページをお開きください。

歳出から進めます。

目で進めます。

第1款総務費、第1項1目一般管理費。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(高道洋子君) 第2款施設費、第1項1目施設管理費、質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(高道洋子君) 第3款中継設備費、第1項1目中継設備費、質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(高道洋子君) 第4款予備費、

第1項1目予備費。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(高道洋子君) 歳出総括ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(高道洋子君) 184ページにお戻りください。

歳入に入ります。

項で進めます。

第1款、第1項事業収入、質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(高道洋子君) 第2款、第1項負担金。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(高道洋子君) 第3款、第1項使用料。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(高道洋子君) 第5款、第1項他会計繰入金。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(高道洋子君) 第6款、第1項繰越金。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(高道洋子君) 第7款、第1項雑入、質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(高道洋子君) 歳入総括ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(高道洋子君) 全体に対する総括ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(高道洋子君) これ以て質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(高道洋子君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第36号令和5年度足寄

町資源ごみ処理等事業特別会計予算の件を採決します。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○委員長(高道洋子君) 全員の起立です。

したがって、議案第36号令和5年度足寄町資源ごみ処理等事業特別会計予算の件は、原案のとおり可決されました。

これから、議案第37号、別冊でございます、令和5年度足寄町上水道事業会計予算の件を議題といたします。

提出議案につきましては、既に説明を受けておりますので、これから質疑に入ります。

6ページをお開きください。

収益的支出から目で進めます。

第1項営業費用の1目原水及び浄水費、質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(高道洋子君) 2目配水及び給水費。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(高道洋子君) 3目総係費、質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(高道洋子君) 4目減価償却費。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(高道洋子君) 5目資産減耗費。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(高道洋子君) 第2項営業外費用の1目支払利息及び企業債取扱諸費。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(高道洋子君) 2目消費税及び地方消費税。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(高道洋子君) 3目雑支出。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(高道洋子君) 第3項1目予備

費、質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(高道洋子君) 6ページにお戻りください。

収益的収入に入ります。

一括で行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(高道洋子君) 12ページをお開きください。

資本的収入及び支出一括で行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(高道洋子君) 総括ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(高道洋子君) 2ページにお戻りください。

第5条企業債から第8条たな卸資産購入限度額まで、質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(高道洋子君) 全体に対する総括ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(高道洋子君) これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(高道洋子君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第37号令和5年度足寄町上水道事業会計予算の件を採決します。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○委員長(高道洋子君) 全員の起立です。

したがって、議案第37号令和5年度足寄町上水道事業会計予算の件は、原案のとおり可決されました。

これから、議案第38号、別冊です、令和5年度足寄町国民健康保険病院事業会計予算の件を議題といたします。

提出議案につきましては、既に説明を受けておりますので、これから質疑に入ります。

6ページをお開きください。

収益的支出から目で進めます。

第1項医業費用の1目給与費、質疑はありませんか。

3番。

○3番（進藤晴子君） 給与費のことでお伺いいたします。

7ページの看護師の給与のことでお伺いいたします。

資料が後ろから5枚目のところがございますが、給料及び職員手当の状況ですね。ここでちょっと質問なのですが、平均給料月額と平均給与月額がございます。そちらはどう違いがあるのかお尋ねいたします。

○委員長（高道洋子君） 答弁、病院事務長。

○国民健康保険病院事務長（川島英明君） お答えいたします。

平均給料月額と給与月額の違いでございますが、給与月額の中には各諸手当が入っております。例えば夜間看護手当ですとか、時間外勤務手当ですとか、夜間勤務手当ですね、そういった諸手当が含まれておりますので、そういったものも含めて33万19円が平均ということになってございます。

以上です。

○委員長（高道洋子君） 3番。

○3番（進藤晴子君） 諸手当が入っているということですね。賞与もこの中に、平均給与月額の中に賞与は含まれますか。それとも給料のほうでしょうか。

○委員長（高道洋子君） 答弁、病院事務長。

○国民健康保険病院事務長（川島英明君） お答えいたします。

この部分については本俸の部分でございます。月額のお給料と諸手当の部分でございますので、期末勤勉手当については別ということで、その部分の平均が多分この割り返すと大体平均でいきますと120万円とかそのぐらいになるのかなと思っております。その部分が加算になるという形になると思っております。

以上です。

○委員長（高道洋子君） 3番。

○3番（進藤晴子君） ここは給料なので期末手当はここには入っていないということでよろしいですね。分かりました。

令和4年から令和5年の比べてあるのに、看護職のところだけ給料が、数字が少し下がっているように見受けられますが、この辺の説明をお願いいたします。

○委員長（高道洋子君） 答弁、病院事務長。

○国民健康保険病院事務長（川島英明君） 看護職につきましては、退職者が今年度末にいるということで、その方々が抜かれてその後の後補充がもうちょっとお若い方を想定しておりまして、その部分の予算組みをさせていただいたということになってございます。

以上です。

○委員長（高道洋子君） 3番。

○3番（進藤晴子君） 分かりました。年齢が下がるということで、このような予算組みということでよろしいですね。分かりました。

看護職の中には任用職員の方はここには入っていないということでよろしいでしょうか。

○委員長（高道洋子君） 答弁、病院事務長。

○国民健康保険病院事務長（川島英明君） 再任用職員についても正規職員と定数の中に入りますので、この部分につきましてもこの給与の中に計上してございます。

以上です。

○委員長（高道洋子君） 3番。

○3番（進藤晴子君） 分かりました。看護職は全部職員ということですね。

それで、なぜここで質問したかと申しますと、任用職員、昔でいえばパートさんですね。パートの方たちの報酬というのがどうなのかというのが大変、今いろいろな働き方で時間短くとか、週に3日、4日とか、そういうような希望をされる方が多くて、私も同じような職なので、そういうどこかに勤めたいというような方の相談を受ける場合がございます。そのときに、看護師は、看護師だけではないかと思いますが、普通、働き方を除いてやっぱり報酬が高いほうがいいということで、分かりやすいので時間給なのですよね。時間給でどのくらいと、民間の場合は結構それで募集をかける場合もございますが、公務員ちょっと分かりづらい部分がありまして、国保病院さんはどのぐらいの時給でやっているのだろうというふうに私自身思っておりました。ただ、もうちょっと同じ年齢とか、年齢そういうものも全く関係なく任用職員さんの場合は報酬決まっていますか。

○委員長（高道洋子君） 答弁、病院事務長。

○国民健康保険病院事務長（川島英明君）

お答えさせていただきます。

こちらは会計年度任用職員ということのお話だと思いますが、一応経験年数に応じて、あと看護師と准看護師の資格の差というのはあるのですけれども、経験年数5年未満、5年から10年未満、10年以上ということで1時間当たりの単価もそれぞれ差をつけているという形になっております。月給、この部分で月給にすると幾らですよという形になります。

以上です。

○委員長（高道洋子君） 3番。

○3番（進藤晴子君） 分かりました。やはり相談を受けたときは、事務長さんのところに行くと、相談してみたいというよう

にお伝えしたほうがよろしいですね。分かりました。ありがとうございます。

○委員長（高道洋子君） よろしいですか。

ほかに、給与費の1目ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（高道洋子君） 10ページへ行ってください。

2目材料費。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（高道洋子君） 3目経費。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（高道洋子君） 14ページ、4目減価償却費。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（高道洋子君） 5目資産減耗費。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（高道洋子君） 6目研究研修費。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（高道洋子君） 第2項医業外費用の1目支払利息及び企業債取扱諸費、質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（高道洋子君） 2目患者外給食材料費。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（高道洋子君） 3目消費税及び地方消費税。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（高道洋子君） 4目雑損失。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（高道洋子君） 第3項特別損失の1目その他特別損失。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（高道洋子君） 第4項1目予備費、質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（高道洋子君） 6ページにお戻りください。

収益的収入に入ります。

一括で行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(高道洋子君) 16ページ、資本的収入及び支出一括で行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(高道洋子君) 総括ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(高道洋子君) 2ページにお戻りください。

第5条企業債から第10条たな卸資産購入限度額まで、質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(高道洋子君) 全体に対する総括ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(高道洋子君) これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(高道洋子君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第38号令和5年度足寄町国民健康保険病院事業会計予算の件を採決します。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○委員長(高道洋子君) 全員の起立です。

したがって、議案第38号令和5年度足寄町国民健康保険病院事業会計予算の件は、原案のとおり可決されました。

◎ 閉会の議決

○委員長(高道洋子君) これで、本委員会に付託されました案件の審議は全て終了しました。

これをもって、閉会したいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(高道洋子君) 異議なしと認め、本委員会を閉会いたします。

なお、委員会審査報告書の作成につきましては、正副委員長に御一任願いたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(高道洋子君) 異議なしと認め、正副委員長により作成いたします。

◎ 閉会宣告

○委員長(高道洋子君) これをもちまして、予算審査特別委員会を閉会いたします。

大変御苦労さまでした。

午前11時50分 閉会

令和5年第1回足寄町議会定例会予算審査特別委員会議録

上記のてん末を記載し、その相違なきことを認めここに署名する。

足寄町議会予算審査特別委員長

足寄町議会議員

足寄町議会議員